

平成25年4月8日

新潟市建設工事入札参加業者 各位

新潟市都市政策部技術管理センター
技術管理課長

本工事費と附帯工事費（又は補償工事費）を合算した工事費における処分費等の取扱いの変更について（お知らせ）

本工事費と附帯工事費（又は補償工事費）とを合算して行なう場合の処分費の取り扱いについては、平成23年5月6日付け「本工事費と附帯工事費（又は補償工事費）を合算した工事費における処分費等の取扱いの積算について」でお知らせしましたが、下記のとおり積算方法を変更いたします。

記

1 対象となる設計書

1本の設計書で本工事費と附帯工事費（又は補償工事費）があるもの。（費目数が2以上の場合）

2 処理方法

別紙1のとおり。

3 適用

設計書の単価適用日の表示が、「H25.04.01」以降の請負工事及び業務委託から適用します。

4 その他

今回の積算方法は、複数の設計書を諸経費調整する場合は適用しませんので、その場合は平成23年5月6日付けの「本工事費と附帯工事費（又は補償工事費）を合算した工事費における処分費等の取扱いの積算について」に基づいて積算します。

【問い合わせ先】

技術管理課 積算情報係
内線33081, 33082

「処分費等」の取扱いについて

計算処理の順番等	①本工事+附帯工事費（又は補償工事費）の合算した工事費で計算	②本工事費と附帯工事費（又は補償工事費）の各々で計算		処分費等の積算方法
工事費区分	本工事費+附帯工事費（又は補償工事費）の工事費	本工事費	附帯工事費（又は補償工事費）	
処分費等が「共通仮設費対象額（P）+準備費に含まれる処分費」に占める割合 ○：3%以上 ×：3%未満	×	/		全金額率計算の対象とする
	○	○	×	全体設計書において率対象となる3%以内の処分等を、各費目の処分費等の金額に応じて案分し、各費目の率対象額とする。
		×	○	
		○	○	本工事費と附帯工事費（又は補償工事費）の3%を超える金額は率計算の対象としない

※率計算の対象となる金額は3千万円を上限とする。

※P=直接工事費+支給品費+事業損失防止費+処分費(準備費内)